

さいたま市事務事業総点検

改革のカルテ

平成 22 年実施

行財政改革推進本部

1 はじめに

私は、市民の皆様「1円たりとも税金を無駄にしません」とお約束し、市長就任以来、一貫して、「徹底した行財政改革と生産性の高い都市経営」を基本方針に諸施策を展開しております。

私は、行財政改革を「しあわせを実感できる市づくり」の礎、いわば、**未来への先行投資**と考えております。

この改革理念のもと、平成21年度を本市における「**行財政改革元年**」と位置付け、市民ニーズや事業効果を、最も市民と近い現場で感じている各所管局に対し、一切の聖域を設けず、既存事業を見直し、徹底的に無駄を排除するよう当初予算編成を通じて指示しました。また、本市では初となる全庁共通の見直しの判断基準（見直しメルクマール）を決定し、従来の経験則による見直しから誰もが無駄と考える基準に基づく見直しへと進化した予算編成を実施しました。その結果、210事業を見直し、約114億円の効果を上げることにより、市民生活に真に必要な事業に予算を重点配分する「**市民生活重視の予算編成**」を実践しました。

平成22年度も引き続き改革を加速させ、「**創造的変革の年**」にするため、行財政改革元年の積み残しである、「予算編成といった限られた時間では十分に見直すことができなかった」という課題に対応するため、本市初の「**事務事業総点検**」を実施することとしました。

事務事業総点検は、これまで市が実施してきた、すべての事務事業を対象に、今日においてはその意義が変わってきているもの、その実施手法、やり方によってはコストを掛けずに実施ができるもの、国や県とサービスが重複しているもの、時代の変化の中で「市民や民間との協働」によって行えるもの、「民間にできること、民間が実施していること」や「市民ニーズが薄れてきている事業」を前例踏襲で漫然と続けていないかなど、徹底的に無駄を排除するものです。

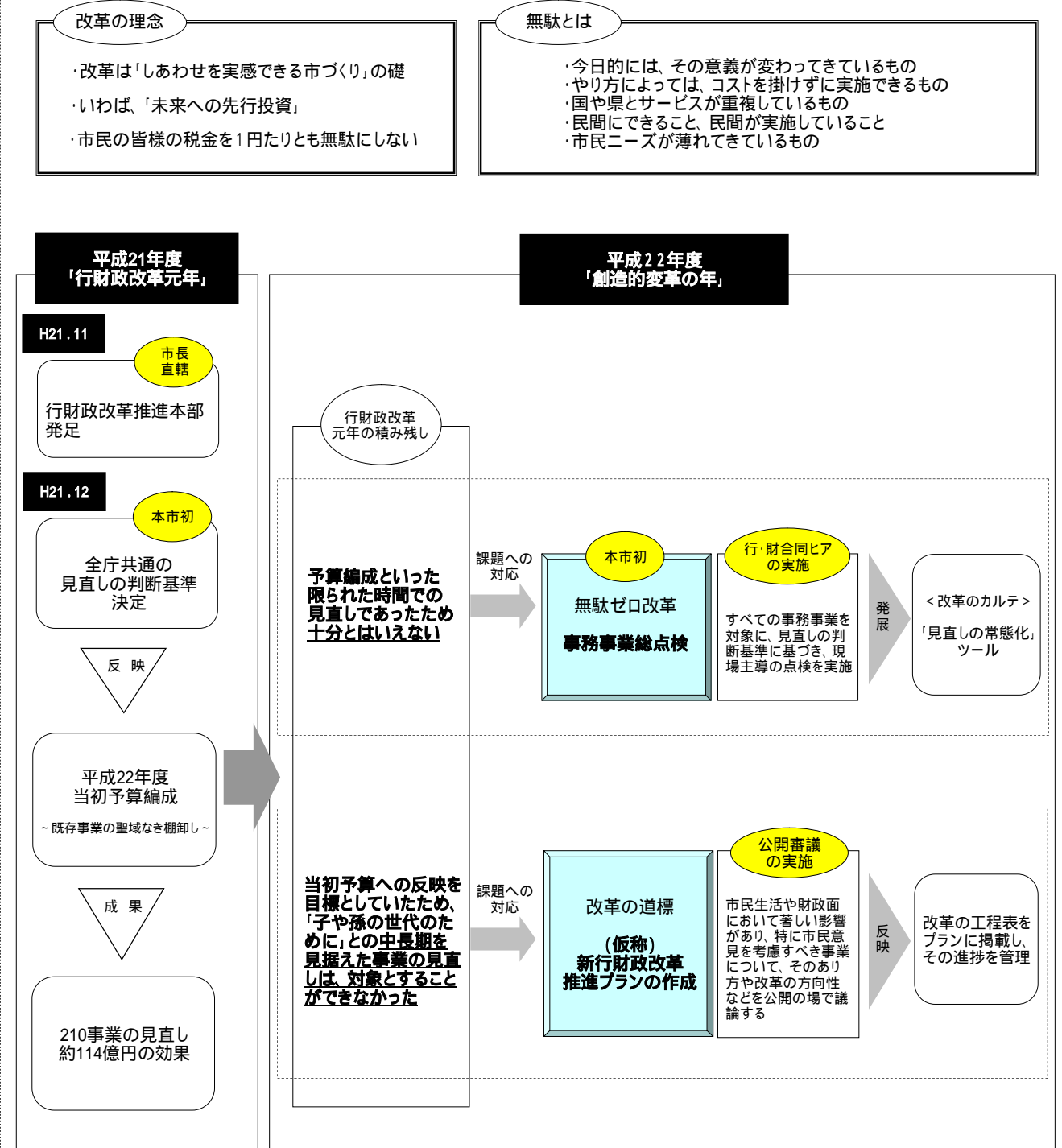
事務事業総点検の結果については、平成23年度予算編成へ反映させるとともに、次年度以降もこの事務事業総点検総括表を「**改革のカルテ**」と位置付け、常に見直すことが当たり前のこと、いわゆる「**見直しの常態化**」のツールとしていきたいと考えております。

平成22年（2010年）11月

さいたま市長 清水 勇人

2 無駄ゼロ改革の取組みと改革の道標

無駄ゼロ改革の取組みと改革の道標（相関図）



(注)

・作成基準日：平成 22 年 4 月 1 日を基準日として作成。ただし、法令等の施行前であっても、平成 22 年度予算に計上した事業については、基準日に施行されたものとして作成。

・カルテの記入者

(2) ~ (8) (10) ~ (12)	: 事業の実務担当者 (担当)
(9)	: 事業を所管する実施責任者 (課長)
(1) (13)	: 行財政改革推進本部

(1) 通番

・各局ごとに、「歳入」「歳出」の順で、通し番号を記入。

(2) 事務事業名

・予算書の事務事業の名称を記入。

(3) 事業名

・予算書の事務事業を極力細分化した、事務事業総点検における点検対象事業。

・1つの予算の事務事業を複数の事業に細分化した場合：細分化した事業の名称を記入。

・予算の事務事業と事業の単位が同じ場合：「事務事業名」と同じ名称を記入。

(4) H22 年度予算額 (千円単位)

・平成 22 年度の予算額を千円単位で記入。

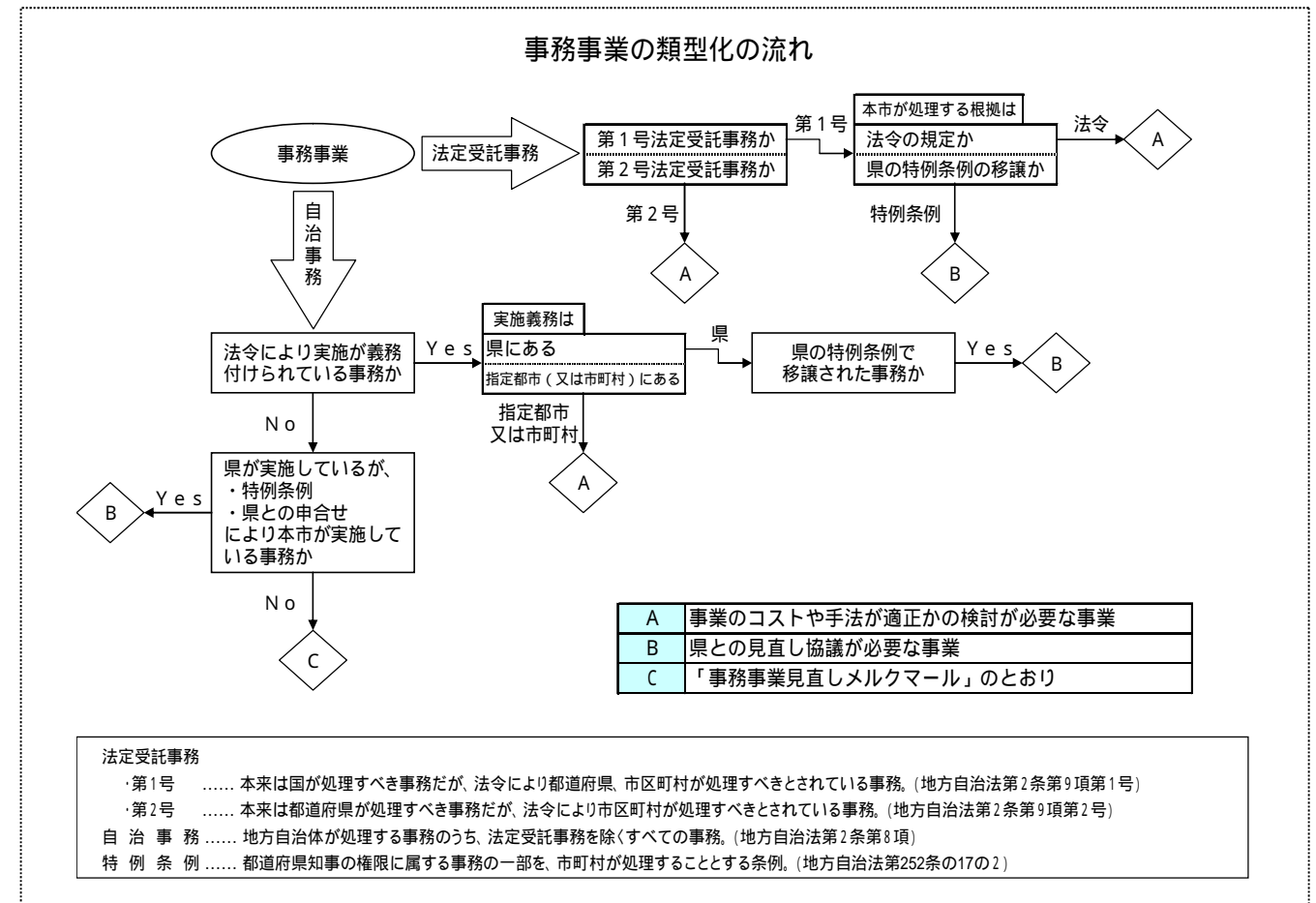
(5) 事業類型

・A：法令により市に実施が義務付けられている事業

・B：本来、県が実施すべき事業であるが、特例条例若しくは県との申し合わせにより、本市が実施している事業

・C：市が裁量により実施している事業

(注) 詳細については、右上の図を参照。



(6) 見直しの判断基準(メルクマール)

・事業が次の見直しの判断基準に該当する場合には「1」を記入。

判断基準	内 容
(1)	公平公正の原則 歳入のうち、収入未済(繰越事業の財源を除く。)や不納欠損が発生している事業、または、使用料・手数料等、受益者負担の原則に従い適正な料金設定が必要な事業
(2)	国と地方(県と市)の役割分担の徹底 国又は県が実施する事業と同様又は類似している事業
(3)	費用対効果が著しく低い事業
(3)	関東指定都市のうち、いずれかで実施されていない事業、または、関東指定都市標準以上に上乘せや対象の拡大等を行っている事業
(3)	将来世代にも負担を求める事業であり、公共施設及び公用施設の建設事業(大規模修繕を含む。)
(3)	同様又は類似している事業が他に存在する事業
(4)	特例的に実施した事業
(5)	立法趣旨にそぐわない恐れのある事業
(6)	民間で実施又は民間で実施可能な事業
(7)	職員に対する法令による義務付けのない事業及び公費の支出、また、職員に対する法令の規定に基づく事業で、その対象を拡大している事業
該当なし	上記以外の事業

(7) 実施方法

- ・1: すべて職員による直営で実施している事業(全部直営)
- ・2: 事業の一部で委託を活用し、職員と委託の併用で事業を実施している事業(一部委託)
- ・3: 基本的に事業執行の大部分を委託で実施している事業(全部委託)
- ・4: 補助金や負担金の交付、手当等の支給、貸付等、金銭の支払いを中心とした事業(補助金)
- ・5: 上記以外の事業(その他)

(8) 事業の概要(目的・内容)

・事業の実務担当者(担当)が目的や内容を記入。

(9) 見直しの方向性

・「方向性」 : 次の分類のうち、事業を所管する実施責任者(課長)が考える事業の見直しの方向性を記入。

方向性	記号
廃止又は凍結	ア
縮小	イ
統廃合	ウ
移管	エ
事務改善	オ
拡大	カ
終了	キ
継続	ク

・「見直し内容」 : 見直しの判断基準(メルクマール)に基づく点検の結果を踏まえ、事業を所管する実施責任者(課長)が市のマネジメントスタッフとして考える事業の具体的な見直し内容を記入。

(10) 職員数

・事業を担当した職員数を、正規職員、再任用職員及び臨時職員別に、年換算・何人で実施していることになるのかを事務量で按分した数値を記入。按分にあたっては、合理的な基準で算出できないものについては感覚的な推計で記入しており、当該職員数の合計人数は必ずしも実人数と一致しない。

(11) 提出調書

・事業について、カルテのほか、様式2、附表1~3を作成している場合には、「1」を記入。
なお、様式2、附表1~3の保管先は(12)の担当課である。

(12) 担当課

・事業を所管する課の名称を記入。

(13) 行革本部の見解

・事業を所管する実施責任者（課長）が考える見直しの内容に対して、「更なる見直しの余地」がないかとの視点で行財政改革推進本部が考える見直しの方向性と内容を記入。

方向性	見直しの内容	記号
廃止 (凍結)	事業の所期の目的が達成されているか検証し、再構築(注) すること	ア - 1
	事業の担い手が市である必要性について検証し、再構築すること	ア - 2
	事業の必要性及びサービス水準について検証し、再構築すること 職員向け事業を含む。	ア - 3
	事業開始当初と社会経済情勢が変化したため、再構築すること	ア - 4
	事業の費用対効果について検証し、再構築すること	ア - 5
	その他	ア - 6
	縮小	事業の費用対効果について検証し、再構築すること
事業のサービス水準について検証し、再構築すること		イ - 2
市の役割分担の範囲について検証し、再構築すること		イ - 3
公費支出の水準が適正であるか検証し、再構築すること		イ - 4
その他		イ - 5
統廃合	将来の人口推計に基づき、施設（建設予定のものを含む。）のあり方について検討し、再構築すること	ウ - 1
	当該施設のあり方（適正数、適正配置）について検討し、再構築すること	ウ - 2
	イベントや広報冊子等、類似事業との統廃合について検討し、再構築すること	ウ - 3
	その他	ウ - 4
移管	実施主体について検証し、再構築すること	エ - 1
	当該施設の移管（譲渡を含む。）について検討し、再構築すること	エ - 2
	他の部局で実施することによる効率化や相乗効果について検証し、再構築すること	エ - 3
	その他	エ - 4
事務 改善	法令の規定に従い、収入未済の解消策を策定し、歳入の確保を徹底すること	オ - 1
	他の機関（国、県又は地方団体など）での取組みを調査し、債権回収の仕組みを（再）構築すること	オ - 2
	一定の期間（合併又は指定都市移行後）使用料・手数料等の見直しが行われていないため、改定を行うこと（減免規定を含む。）	オ - 3
	他の機関等の使用料・手数料等の状況を検証し、改定を行うこと（減免規定を含む。）	オ - 4

事務 改善	国・県との役割分担を検証し、要望や協議を行うこと（市の負担額の適正化を含む。）	オ - 5
	市民や民間と役割分担し、協働化を検討すること	オ - 6
	事業費に対する効果や対象者等の範囲を検証し、事業実施の方法や対象範囲等を再検討すること	オ - 7
	公費支出の基準等を明確にすること	オ - 8
	事務処理方法の見直しや事業の実施方法の工夫を検討すること	オ - 9
	民間力の活用（民間委託、指定管理者制度（利用料金制を含む。）PFI 等）の可否及び拡充について検討すること	オ - 10
	職員による実施を検討すること	オ - 11
	その他	オ - 12
拡大	財産の調査・差押えを実施し、当該債権の不納欠損化を回避すること	カ - 1
	受益者負担の観点から、料金徴収（使用料・手数料等）の可否を検討すること（減免規定を含む。）	カ - 2
	市有財産の売却や貸付、広告掲載、ネーミングライツの導入等による歳入の確保を検討すること	カ - 3
	必要性や有効性の観点から、事業の拡大又は充実を検討すること	カ - 4
	その他	カ - 5
終了	平成 22 年度に事業が終了	キ - 1
	平成 23 年度以降に事業が終了予定	キ - 2
継続	客観的な指標により効果を検証し、引き続き改善しながら実施すること	ク - 1
	その他	ク - 2
プラン 候補	（仮称）新行財政改革推進プランへの掲載候補事業	ケ

(注) 再構築とは、市民サービスを向上させるために知恵と工夫により従来の仕組みや制度をゼロベースで見直し、改めて制度設計し直すことである。

4 事務事業総点検結果の概要

(1) 点検事業数

	歳入	歳出	合計
一般会計	258	1,670	1,928
特別会計	-	6	6
企業会計	-	3	3
小計	258	1,679	1,937
予算を伴わない事業	-	-	29
合計	258	1,679	1,966

(注) ・「企業会計」については、当該会計を1つの単位として点検を実施。
 「特別会計」については、原則、一般会計繰出金を点検の対象としたが、次の6つの特別会計については、当該会計を1つの単位として点検を実施。
 国民健康保険事業特別会計
 後期高齢者医療事業特別会計
 介護保険事業特別会計
 母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計
 市営北与野駅北口地下駐車場事業特別会計
 食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計

・「歳入」については、平成20年度決算において収入未済(繰越事業の財源を除く。)及び不納欠損が生じている科目並びに使用料及び手数料のすべてを対象として点検を実施。

・「予算を伴わない事業」とは、庶務業務や予算決算業務など、直接的な予算を伴わない事業。所管課が見直しの余地があると判断した場合のみ記入。

(2) 事務事業の類型化状況

事務事業の類型	事業数
A	241
B	24
C	1,414
合計	1,679

(注) ・3(5) 事業類型 を参照。
 ・歳出(1,679事業)における分類状況である。

(3) 「所管課長が考える見直しの方向性」と「行革本部の見解」の集計結果

・歳出(1,679事業)

	所管課長が考える見直しの方向性	行革本部の見解
廃止(凍結)	17	39
縮小	37	57
統廃合	62	128
移管	23	76
事務改善	272	441
拡大	200	65
終了	39	59
継続	1,029	615
プラン候補	-	199
合計	1,679	1,679

・歳入(258事業)及び予算を伴わない事業(29事業)

	所管課長が考える見直しの方向性	行革本部の見解
廃止(凍結)	-	0
縮小	-	0
統廃合	-	1
移管	-	1
事務改善	-	106
拡大	-	93
終了	-	1
継続	-	64
プラン候補	-	21
合計	-	287

(注) 歳入及び予算を伴わない事業については、所管局の考える見直しの方向性は空欄としたため、「-」としている。

5 目 次

(1)	市 長 公 室	1
(2)	行 財 政 改 革 推 進 本 部	5
(3)	政 策 局	9
(4)	総 務 局	15
(5)	財 政 局	27
(6)	市 民 ・ ス ポ ー ツ 文 化 局	39
(7)	保 健 福 祉 局	57
(8)	子 ど も 未 来 局	95
(9)	環 境 局	111
(10)	経 済 局	127
(11)	都 市 局	141
(12)	建 設 局	155
(13)	西 区 役 所	169
(14)	北 区 役 所	173
(15)	大 宮 区 役 所	177
(16)	見 沼 区 役 所	181
(17)	中 央 区 役 所	185
(18)	桜 区 役 所	189
(19)	浦 和 区 役 所	193
(20)	南 区 役 所	197
(21)	緑 区 役 所	201
(22)	岩 槻 区 役 所	205
(23)	消 防 局	209
(24)	出 納 室	219
(25)	水 道 局	221
(26)	議 会 局	223
(27)	教 育 委 員 会 事 務 局	227
(28)	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	255
(29)	人 事 委 員 会 事 務 局	257
(30)	監 査 事 務 局	259
(31)	農 業 委 員 会 事 務 局	261

6 お問い合わせ先

(1) カルテ全般に関するお問い合わせは、こちらへ
行財政改革推進本部 無駄ゼロ改革チーム 電話 048-829-1108

(2) 各事業の内容に関するお問い合わせは、各課へ
さいたま市役所 代表電話 048-829-1111
又 は
各局の表紙に記載された各局の代表課へお電話いただければ、転送いたします。

7 市のホームページでの公開

・市のホームページには、このカルテだけでなく、各課からの提出調書（総点検表）を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。
なお、総点検表には、各課の直通の電話番号も掲載しておりますので、問い合わせにご活用ください。

アドレス : <http://www.city.saitama.jp/index.html>

<参考> 資料編

1 事務事業総点検の実施について（依頼）

平成22年3月25日

技 市 長 公 室 監
市 各 局 長 長
市 立 病 院 事 務 局 長
各 区 区 管 理 者
会 計 管 理 者
水 道 事 業 管 理 者
教 育 局 長
議 会 局 長
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長
人 事 委 員 会 事 務 局 長
監 査 事 務 局 長
農 業 委 員 会 事 務 局 長

様

行 財 政 改 革 推 進 本 部 長
政 策 局 長
財 政 局 長

事務事業総点検の実施について（依頼）

平成22年度予算編成における現場主導の「既存事業の聖域なき棚卸し」に引き続き、行財政改革をさらに加速させ、平成22年度を「創造的変革の年」にするため、再度、全庁をあげて「事務事業の総点検」（以下「総点検」という。）を実施するようお願いいたします。また、総点検の実施に当たっては、その過程を公開し「みせる改革」を実践します。

なお、今秋策定する（仮称）新行財政改革推進プランに掲載し、特に重点的に推進する改革プログラムに該当する事業は、別途関係局長あて通知する予定です。

記

- 1 総点検の対象事業（以下「事業」という。）
公営企業会計を含む全会計に属する全ての事務事業とします。また、直接的な予算を伴わない事務事業を含む行政の全ての分野が対象です。
- 2 総点検の視点及び判断基準
市が実施している事務事業が、今日的にはその意義が変わっていないか、やり方によってはコストを掛けずに実施できないか、国や

県とサービスが重複していないか、時代の変化の中で「市民や民間との協働」によって行えないか、「民間にできること、民間が実施していること」や「市民ニーズが薄れてきている事業」を前例踏襲で漫然と続けていないか（市長訓示から抜粋）などの「そもそも論」から見直すものです。

そこで、「行財政改革推進体制の整備並びに事務事業見直しメルクマール及び平成22年度予算編成への反映について（平成21年12月3日付け市長通知）」中「2 事務事業見直し」に従って点検をお願いします。

- 3 総点検の点検要領
別紙のとおり
- 4 総点検表の公開と説明責任
総点検作業で作成した全ての調書は、公開します。なお、実施責任者は、記載事項について市民からの問い合わせに対応できるよう内容を熟知しておいてください。
- 5 総点検の実施体制とヒアリングの実施
点検要領記載のとおり
- 6 出前説明会の開催
各局が一堂に会しての説明会は、費用対効果の観点から行いません。
そこで、説明会を希望する局ごとに担当者を派遣しての出前説明会を開催します。各局筆頭課は、日程及び会場並びに出席者を局内で調整し、行財政改革推進本部と相談してください。
- 7 各種調査の統合
総点検の実施に当たっては、同種同類の下記調査を統合します。
なお、各局で策定している各種プラン等の進行管理に関する庁内照会についても事務負担の軽減や効率化の観点から局の枠組みを超えて統合するよう努めてください。
・総合振興計画新実施計画〔改訂版〕の進行管理（政策局）
・平成23年度予算編成に向けた予算配分の基礎資料（財政局）
- 8 問い合わせ先
点検要領記載の問い合わせ先一覧を参照してください。

2 さいたま市事務事業総点検 点検要領（抄）

さいたま市事務事業総点検

点 検 要 領

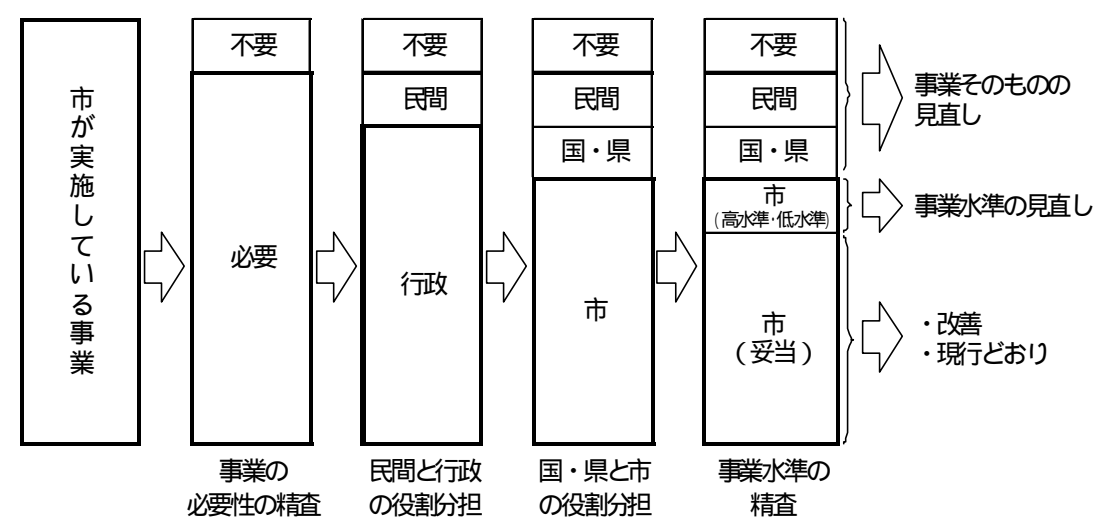
平成 22 年 3 月

1 現行事務事業評価の廃止と『総点検の実施』

平成 15 年度に導入した事務事業評価は、前年度に実施した事務事業の効果などを振り返ることで、事務事業の実施手法などの改善には繋がったものの、真の見直しに繋げることが出来なかったとの反省から、これを廃止することとした。

総点検は、今秋策定する（仮称）新行財政改革推進プラン及び平成 23 年度予算編成に繋げるため、平成 22 年度限りの作業として実施する。

【総点検のイメージ】



2 基本的事項

(1) 総点検の実施責任者

総点検の実施責任者は、課長とする。

(2) 総点検表の作成者

総点検表の作成は、点検対象事業の実務担当者を基本とし、実施責任者が適切に割振ること。

(3) 作成する様式

総点検総括表（様式 1）

総点検表（様式 2）

市民利用施設調書（附表 1）

補助金等調書（附表 2）

扶助費調書（附表 3）

様式1及び2は、全ての課が作成すること。附表は、該当する課のみ作成すること。また、各様式の記入に当たっては、各記入要領によること。

(4) 作成基準日

各様式は、平成22年4月1日を基準日として作成すること。
 ただし、法令等の施行前であっても、平成22年度予算に計上した事業については、基準日に施行されたものとして作成すること。
 平成22年度当初予算に計上した事業は、漏れなく作成すること。
 平成22年4月1日に組織改正がある課については、関係各課で調整の上、漏れや重複のないよう適切に作成すること。

(5) その他

外郭団体の総点検については、別途通知する。

3 提出方法及び提出期限等

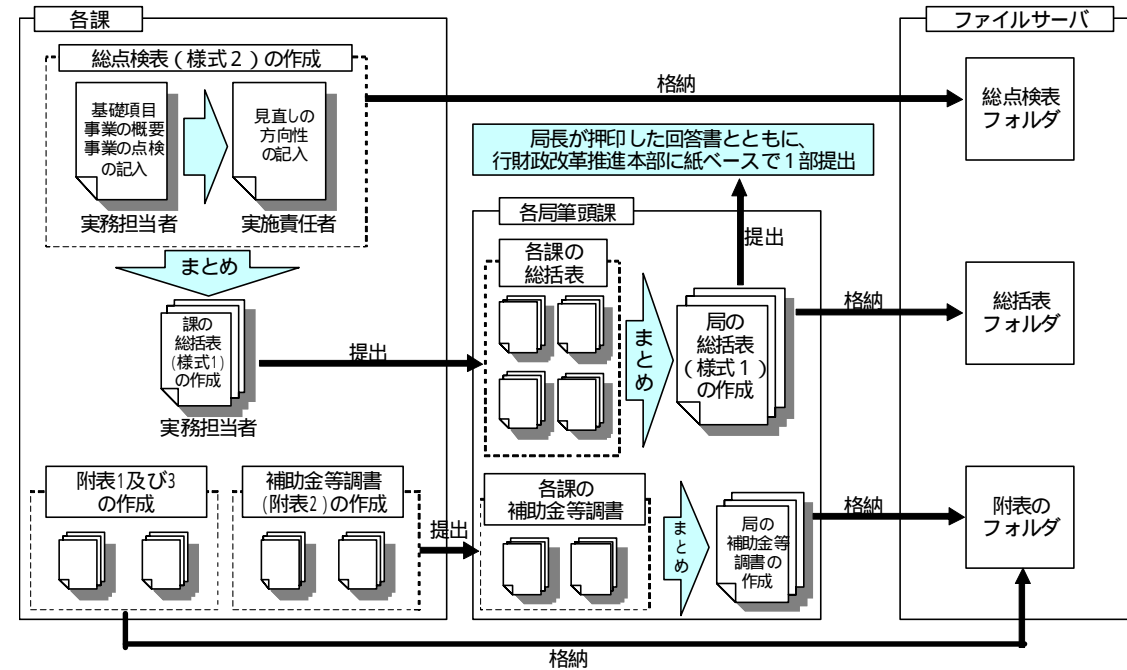
(1) 提出及び取りまとめ方法

各様式及び資料は、電子ファイルにより提出すること。
 各様式及び資料のファイルは、各課においてファイルサーバ(全庁共通)の「【総点検】」フォルダに、次頁の構成で格納すること。
 また、局の総括表及び補助金等調書については、各局筆頭課が一表に取りまとめの上、格納すること。
 なお、ファイルの名称は、次のとおりとする。

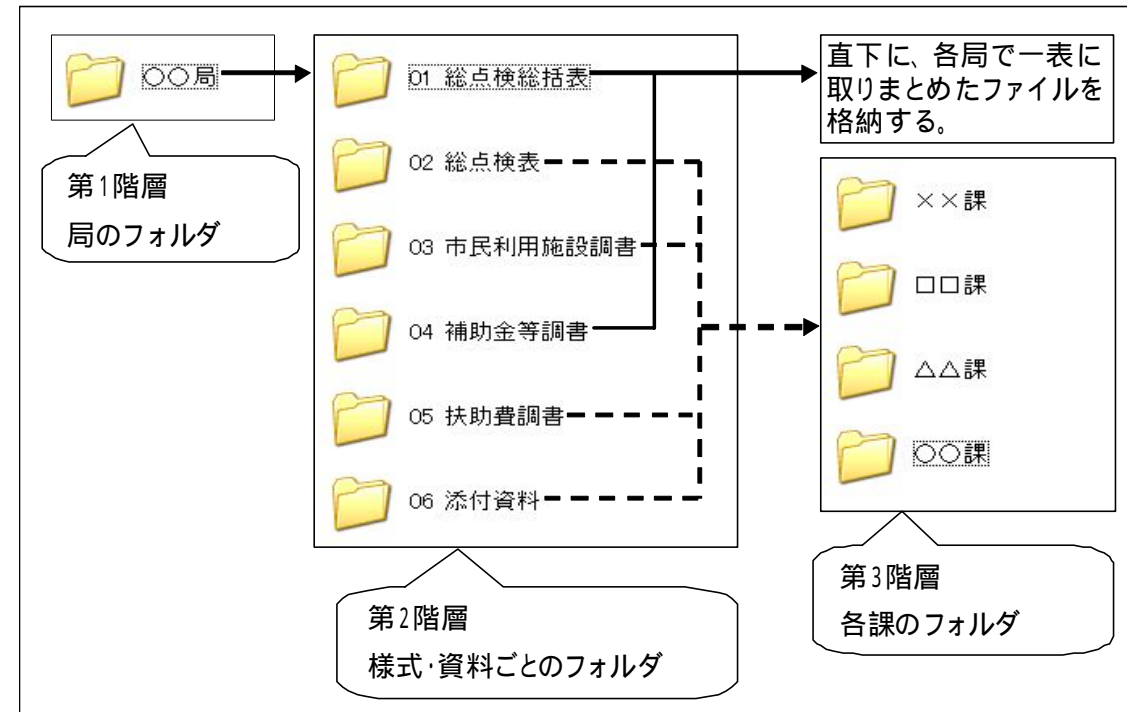
総点検総括表(様式1)	【局】総括表
総点検表(様式2)	【課】総点検表
市民利用施設調書(附表1)	【施設の名称: 課】附表1
補助金等調書(附表2)	【局】附表2
扶助費調書(附表3)	【課】附表3

局の総点検総括表(様式1)については、電子ファイルとは別に、局長が押印した回答書とともに紙ベースで行財政改革推進本部に1部提出すること。

【提出及び取りまとめ(フロー)】



【様式・資料の電子データの格納先】



(2) 提出期限

平成22年5月14日(金)

・総点検表（様式2）

平成22年度事務事業総点検表

様式2

事務事業名				コード	-
事業名					
所管部署		責任者		問い合わせ先	
事業類型	<input type="checkbox"/> 事業のコストや手法が適正かの検討が必要な事業(A) <input type="checkbox"/> 県との見直し協議が必要な事業(B) <input type="checkbox"/> メルクマールによる見直しが必要な事業(C)		根拠法令		
メルクマール	<input type="checkbox"/> (1)	<input type="checkbox"/> (2)	<input type="checkbox"/> (3)	<input type="checkbox"/> (3)	<input type="checkbox"/> (3) <input type="checkbox"/> (3) <input type="checkbox"/> (4) <input type="checkbox"/> (5) <input type="checkbox"/> (6) <input type="checkbox"/> (7) <input type="checkbox"/> 該当なし

1 事業の概要

実施方法	<input type="checkbox"/> 1.全部直営 <input type="checkbox"/> 2.一部委託 <input type="checkbox"/> 3.全部委託 <input type="checkbox"/> 4.補助金 <input type="checkbox"/> 5.その他()				
事業開始年度	<input type="checkbox"/> 平成13年5月1日前(旧市()年度) <input type="checkbox"/> 平成13年5月1日以後()年度)				
事業概要					
特定財源	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	根拠		

2 事業の点検

妥当性	1 事業の必要性【メルクマール(4)】	左記として判断した根拠
	<input type="checkbox"/> 市民に必要な事業 <input type="checkbox"/> 市民に必要なではない事業	
	2 役割分担の徹底【メルクマール(2)】	左記として判断した根拠
有効性	<input type="checkbox"/> 市が実施すべき事業 <input type="checkbox"/> 国や県、民間で同様又は類似の事業を実施している事業	
	3 職員に対する公費支出の妥当性【メルクマール(7)】	左記として判断した根拠
	<input type="checkbox"/> 市が職員に対して支出している事業 <input type="checkbox"/> 本来職員自らが負担すべき事業	
効率性	4 サービス水準の妥当性【メルクマール(3)】	左記として判断した根拠
	<input type="checkbox"/> 関東指定都市を上回るサービス水準 <input type="checkbox"/> 関東指定都市と同レベル以下のサービス水準	
	5 類似事業との統合及び代替制度の検討【メルクマール(3)】	左記として判断した根拠
見直し内容	<input type="checkbox"/> 類似事業と統合可能 <input type="checkbox"/> 類似事業と統合不可能 <input type="checkbox"/> 類似事業なし <input type="checkbox"/> 代替制度の検討	
	6 費用対効果の妥当性【メルクマール(3)】	左記として判断した根拠
	<input type="checkbox"/> 費用対効果が低い事業 <input type="checkbox"/> 費用対効果を満たしている事業	
	7 民間活力の活用【メルクマール(6)】	左記として判断した根拠
	<input type="checkbox"/> 民間委託済み <input type="checkbox"/> 民間委託(全部又は一部)により成果を低下させずコスト削減可能 <input type="checkbox"/> 民間委託不可能 <input type="checkbox"/> 民間に担わせる	
見直し内容	8 公平公正の原則【メルクマール(1)】	左記として判断した根拠
	<input type="checkbox"/> 収入未済や不納欠損あり <input type="checkbox"/> 受益者負担の見直し等で歳入確保は可能	

3 見直しの方向性

点検後の方向性	ア	廃止又は凍結	オ	事務改善
	イ	縮小	カ	拡大
	ウ	統廃合	キ	終了
	エ	移管	ク	継続
見直し内容				



さいたま市 行財政改革推進本部

〒330 9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

電話番号: 048 829 1108 (直通)

: 048 829 1111 (代表)

メールアドレス: gyozai-kaikaku-suishin@city.saitama.lg.jp